

三項の規定により公示する。

平成二十二年七月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

階上町

二 測量の種類

公共測量（デジタル撮影・写真地図作成）

三 測量の期間

平成二十二年七月十五日から平成二十三年三月三十一日まで

四 測量の地域

階上町全域

青森県告示第四百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年八月二十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 沖飯詰五所川原線	五所川原市大字長橋字広野五九三から五所川原市大字長橋字広野四六三の二まで	平成三・七・三

公

告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年七月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十二年七月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人津軽弁協会

三 代表者の氏名

佐藤 剛

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字折笠字法立堂一四の五

五 定款に記載された目的

この法人は、普段津軽弁を話す人に限らず、地元の若い世代や津軽地方を訪れる観光客など、津軽弁に興味・関心を持つ人々に対して広く津軽弁の振興事業活動を行い、郷土文化の宝であると同時に重要な観光資源である津軽弁の普及・活用・継承に寄与することを目的とする。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、赤畑地区の県営土地改良事業（特定農業用管水路等特別対策事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年七月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十二年七月二十二日から同年八月十八日まで
縦覧の場所
八戸市庁

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、七
崎地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規
定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年七月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十二年七月二十二日から同年八月十八日まで
- 三 縦覧の場所
八戸市庁及び五戸町役場

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第七号

青森県文化財保護条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十六号）第三十条第一項
の規定により、次の表に掲げるものを県無形民俗文化財に指定する。

平成二十二年七月二十一日

青森県教育委員会

文化財	種別	名 称	所 在 地	保 護 団 体
		岡三沢神楽	三沢市岡三沢	岡三沢神楽保存会

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭